

## 【DIYと自己責任】 第44回

自分で修理したり改造したりするのは、DIY精神といわれる。Do it yourself. である。

「自分の物だから自由にできる」わけだが、無制限にできるわけではなく、例えば電気機器の改造は、電波法によって限度がある。少しの改造も、メーカー保証外になって、あとは自己責任となる。素人から一歩進んで修理・改造するには、国家資格などを持った専門家にならなければならない。

DIYは、自主独立の精神であると同時に、「第二次世界大戦でナチス・ドイツ軍の激しい空襲を受けた英国の首都ロンドンで、一九四五年の終戦とともに破壊された街を自分達の手で復興させる国民運動が始まった」（ウィキペディア）ときのスローガンであったように、所有が破壊され混乱した非常事態での「やるしかない」精神でもある。



自分の物であること＝所有とは何か。ヘーゲル『法の哲学』に「人格は、すべての物に自己の意志をおき、それによってその物をわたくしのものとする権利を、自己の実体的目的として有している」とある。『法の哲学』は、「抽象法―道徳―倫理」の三層構造をもつが、抽象法は所有からはじまっており、所有が、自由意志をもつ人格を成り立たせ、個人を成立させる。

自分の持っているものを修理・改造しようとする意志は、個人としての自分の道徳的あり方と国家・社会のあり方を考えること、そして、自分と国家を「修理し改造する」意志へのきつかけにできる。

（研究部・加藤聡一）

### 参考文献

①ヘーゲル（高峯一愚訳）『ヘーゲル 法の哲学』論創社、一九八三年、53頁。

②「ものづくり・ローヤチャンネル 吉田製作所」<https://www.youtube.com/channel/UC9WJ05ZJvXmZiA5XV2lLx5Q>